

(様式3)

措 置 報 告 書

津農第675号
令和元年8月22日

三重県環境調整システム推進会議 部会長 様

津農林水産事務所長

令和元年8月1日付けで通知のあった審議結果通知書の内容について、次のとおり措置しましたので報告します。

対象事業の名称	白塚漁港 県営漁港海岸保全事業
通知事項	措置内容
(大気質関係について) ・砂じん等の粉じんが発生しにくい工法を採用すること。また、事前に周辺住民とのリスクコミュニケーションを図ったうえで、工事を実施すること。	・砂じん等の粉じんが発生しにくい工法を検討します。また、事前に周辺住民とのリスクコミュニケーションを図ったうえで、工事を実施します。
(騒音・振動について) ・重機の使用に伴う騒音や振動等について、周辺住民とのリスクコミュニケーションのうえで、工事を実施してください。	・周辺住民とのリスクコミュニケーションのうえで、工事を実施します。
(土壌について) ・地盤改良材を使用する場合は、土壌汚染に注意してください。	・地盤改良材を使用する場合は、土壌汚染に注意します。
(希少野生動植物について) ・工事の施工にあたっては、砂浜の改変面積が可能な限り低減される工法としてください。 ・改変区域に生息する希少動植物については、専門家の助言を受けたうえで移植する等、適切な保全措置を講じてください。 ・事業実施区域周辺の砂浜はシロチドリの繁殖場所となっているため、繁殖期においては、休工する等の保全措置を講じてください。	・工事の施工にあたっては、砂浜の改変面積が低減される工法を検討します。 ・改変区域に生息する希少動植物については、適切な保全措置を検討します。 ・シロチドリの繁殖期においては、適切な保全措置を検討します。
(景観について) ・堤防の外観については、近隣の同種事業と調整のうえ、統一を図ってください。	・近隣の同種事業と調整を図ります。
(文化財について) ・堤防の背後には遺跡が存在する場所がありますので、工事に付帯した工事用ヤード等で使用する際は、事前に確認いただくようお願いします。	・施工計画を検討した結果により、工事に付帯した工事用ヤード等で使用する際は、事前に確認します。